

2014年9月17日

所属議員 各位

綱紀委員長（幹事長） 今井 豊

団則第14条の「不服申し出」及び処分の決定について

平成26年9月9日付けによる 小林 雄志、澤田 貞良及び堀口 和弘の3名の議員の処分（除団）にかかる標記については、下記のとおりです。

これにより、「除団処分」が決定し、本日、会派異動届を提出いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 申し出期日 平成26年9月16日まで
2. 申し出なし

以上